

令和8年度
県産材利用建築物
設計支援事業

静岡県木材協同組合連合会



県産材利用促進のための支援 (住宅・非住宅建築物の木造・木質化等)

品質の確かな県産材製品の利用を促進するため、住宅や非住宅建築物の木造・木質化等に対して助成

区分	住宅	非住宅	
事業	住んでよし しずおか木の家推進事業	しずおか木使い施設推進事業	県産材利用建築物設計支援事業
補助対象	建築主	建築主	設計者
内容	住宅の新設・増改築、リフォームに対して助成 <補助額> ・新築・増改築 (4m ³ 以上) 15,000円/m ³ 限度額 40万円 ・リフォーム (10m ² 以上) 3,500円/m ² 限度額 18万円	非住宅建築物の木造化、木質化に対して助成 <補助額> ・木造化 (10m ³ 以上) 15,000円/m ³ 限度額 200万円 ・木質化 (20m ² 以上) 3,500円/m ² 限度額 128万円	非住宅木造建築物の設計に対して助成 (ほか) <補助額> 設計費の1/3 限度額 300万円 <その他> ・県産材製品の供給者と県産材を利用した非住宅建築物を設計する設計者の連携を支援

県産材利用建築物設計支援事業

1、木造設計支援

「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品を利用した、店舗や事務所などの**非住宅木造建築物の設計に要する経費の一部を、設計者に対して補助**

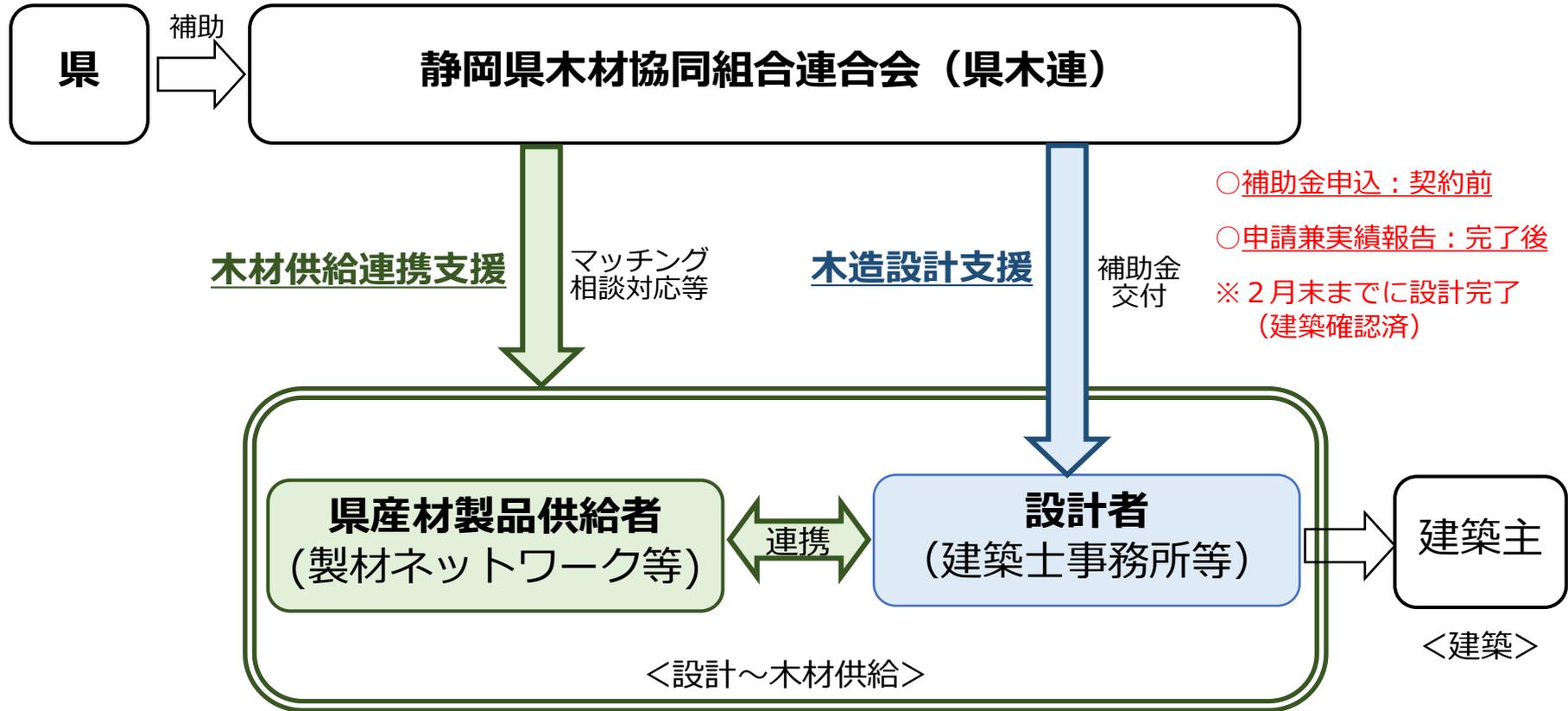
2、木材供給連携支援

県産材製品を利用した非住宅木造建築物を設計する**設計者に対して、県産材製品の供給者とのマッチングや県産材製品の情報提供などの支援**

※〔しずおか優良木材等とは〕

- ・しずおか優良木材認証審査会が認定した工場が生産した品質、含水率、強度等の検査に合格した製品
- ・静岡県産 J A S ・ J I S 製品（静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明された木材を使用した J A S ・ J I S 製品）

県産材利用建築物設計支援事業



【木造設計支援】設計に要する経費の補助

○補助対象者

静岡県内に事務所を有する建築士事務所又は建築士

※静岡県知事の登録を受けた建築士事務所

○補助対象となる建築物

静岡県産材を利用した木造の非住宅建築物で、次に掲げる全ての要件を満たすもの

- (1) 静岡県内において居住以外の目的で新設又は増改築するもの。(国及び地方公共団体の施設を除く)
- (2) 構造耐力上主要な部分に木材を使用
- (3) 延床面積が200m²以上 (建築確認において仕様規定により構造安全性の確認を受けるものを除く)
- (4) しずおか優良木材等の使用量が21m³以上

(注) 構造計算 (許容応力度計算等) を実施し、令和9年2月20日までに建築確認の確認済証の交付を受けること

補助対象経費

○補助対象経費

基本設計費及び実施設計費（諸経費を含む。）

※消費税相当額及び次に掲げる経費は補助対象外

<対象外経費>

- (1) **設備設計費**（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等）
- (2) **解体撤去設計費**
- (3) **外構等周辺施設設計費**
- (4) 確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、工事契約に関する事務に要する経費
- (5) その他**木造建築物の設計に直接関係しない経費**
- (6) **他の事業により補助される経費**

補助額・予算額

○補助額

設計費（補助対象経費）[※] × 1 / 3
限度額：1施設あたり300万円

○令和8年度予算額

900万円（3～5件程度を補助予定）

※設計費（補助対象経費）は、18,000円/m²の上限を設け、実際の経費と比較して低い額の1/3を補助

例・500m²以上の場合

補助額 300万円以内（500m²×1.8万円×1/3）

・300m²の場合

補助額 180万円以内（300m²×1.8万円×1/3）

木造設計支援の流れ

補助金交付申込

設計者→県木連
(12月18日まで)

書類の審査

申込結果通知

設計者←県木連

設計業務契約報告書の提出

設計者→県木連
(契約後速やかに)

設計業務完了（建築確認済）

(2月20日まで)

補助金交付申請兼実績報告書の提出

設計者→県木連
(設計業務完了から15日以内)
(最終受付：2月末日まで)

書類の審査

交付決定・確定通知

設計者←県木連

請求書の提出

設計者→県木連
(確定通知から10日以内)

補助金の支払い

設計者←県木連

提出書類

交付申込	①交付申込書（様式第1号）	⑤補助対象経費内訳予定書（様式第3号）
	②誓約書（別紙様式1）	⑥設計業務の見積書（任意様式）
	③同意書・誓約書（別紙様式2）	⑦位置図（建築予定位置記載）
	④事業計画書（様式第2号）	⑧建築士事務所登録（更新）通知書又は登録証明書
設計業務契約報告	①設計業務契約報告書（様式第4号）	②契約書の写し
交付申請兼実績報告	①補助金交付申請兼実績報告書（様式第6号）	⑤実施設計図（配置図、平面図、立面図、伏図、断面図）
	②事業実績書（様式第7号）	
	③木びろい表（様式第7号附表）	⑥構造計算書
	④補助対象経費内訳書（様式第3号）	⑦建築確認申請書および建築確認済証の写し
請求	①請求書（様式第8号） ※原則設計者が請求 ※やむを得ない事情により、建築主が請求する場合は、委任状（様式第9号）を設計者から建築主に提出	

【木材供給連携支援】

○ 支援内容

静岡県木材協同組合連合会による**相談対応**

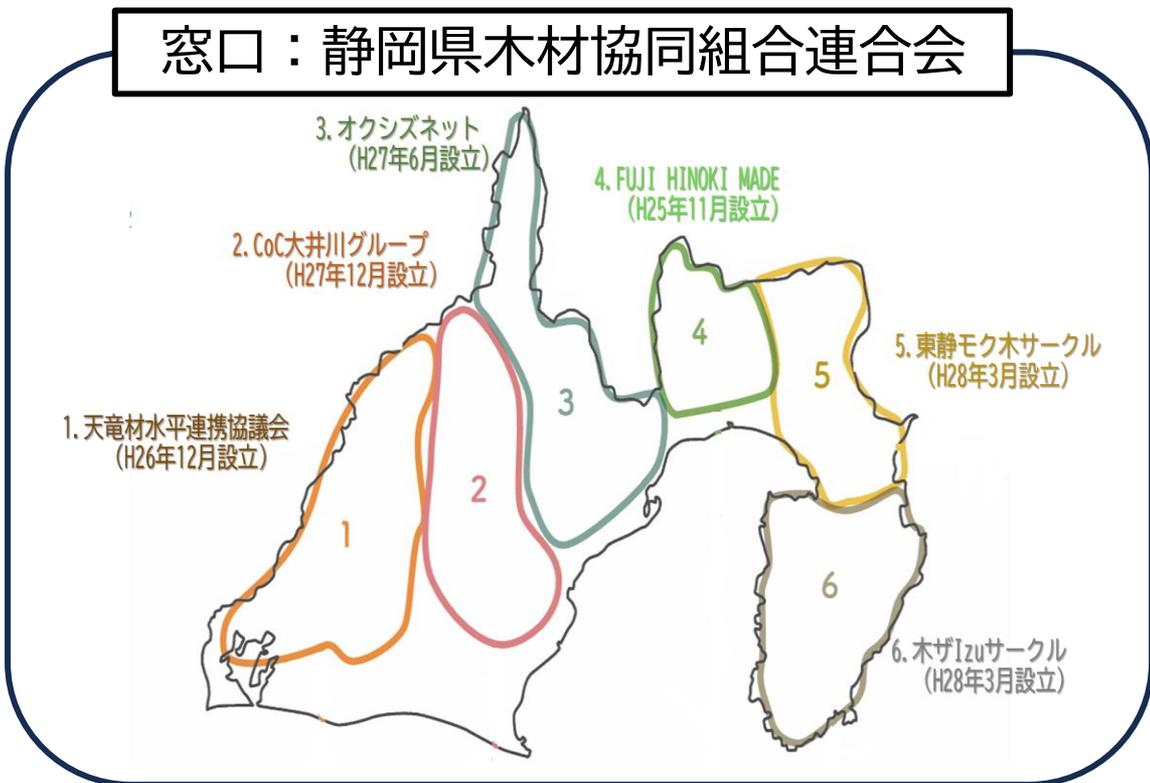
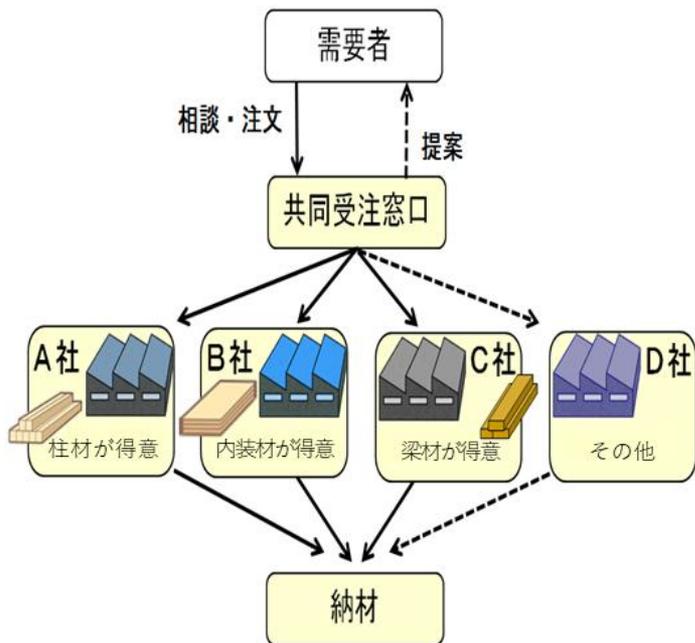
- ・ 地域製材ネットワークや製材工場等とのマッチング
- ・ 供給可能な県産材製品の情報提供
- ・ 供給体制や納期の情報提供

など

地域製材ネットワーク

- 県内6地域の製材工場等が水平連携し、公共建築物等の部材を供給する共同受注体制を設置
- 多様なニーズにワンストップで対応
- 県内6地域が相互補完する広域連携体制を構築済

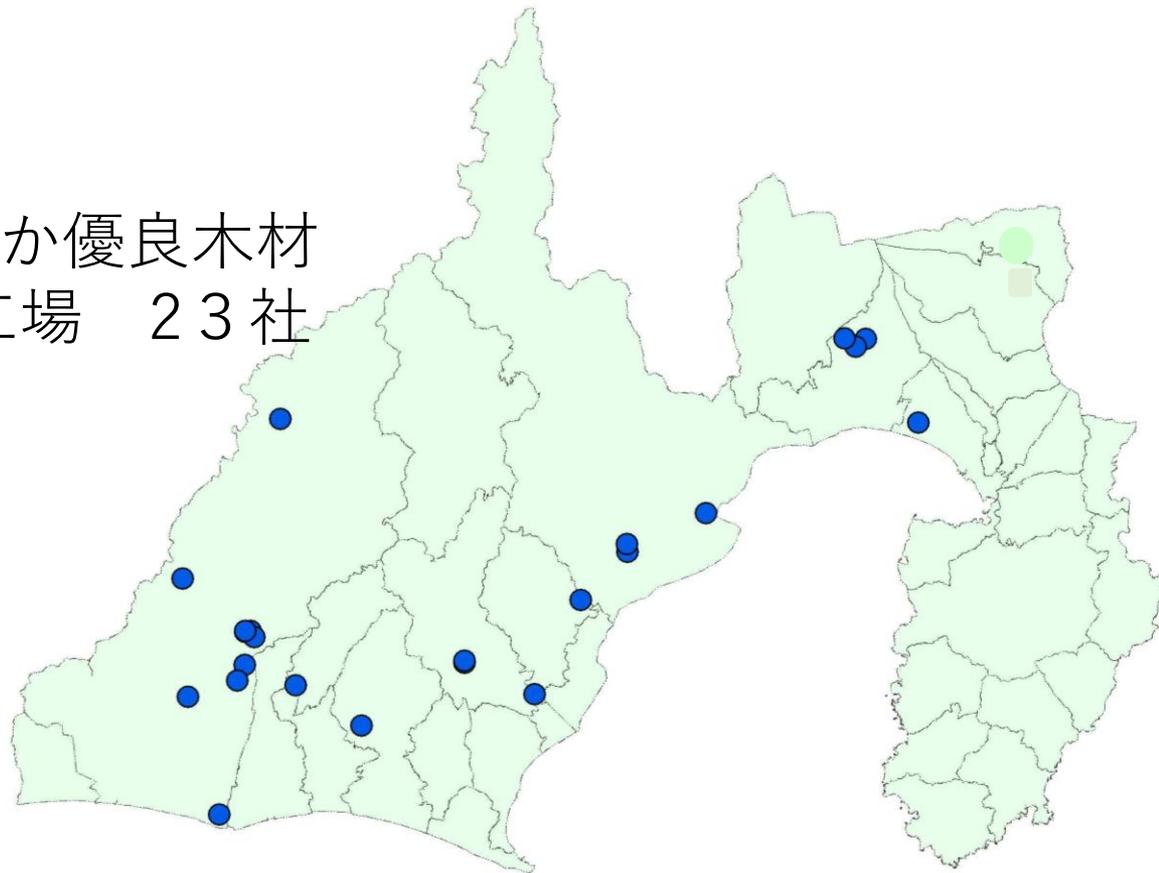
窓口：静岡県木材協同組合連合会



しずおか優良木材

- しずおか優良木材認証審査会が定めた木材の品質、含水率、強度、寸法などの検査に合格した認証製品（JAS相当の品質基準をクリアした製品）
- 認定を受けた工場から出荷される安定した品質を持つ製材品

●しずおか優良木材
認定工場 23社



しずおか県産材のJAS製材品

- J A S 法に定められた品質規格をクリアした製材品や合板、フローリングなど
- 品質管理体制が整った認証工場から出荷

- 製材 (8 社)
- 合板 (1 社)
- ☆ フローリング (3 社)
- △ 集成材 (1 社)

